

未来に向けてときめき25年の歩み

Contents

505	号記念インタビュー	
特集	未来に向けてときめき25年の歩み	∠
情報	はボットライン 書籍紹介/講座リポート	· ·····10
フィ	フティ ² から	12



横のつながり」を持つことができる (同参画、これだけは世界中が争わず

元内閣府男女共同参画局長名取はにわさん



成17) 年の第2次男女共同参画基本計画策 男女共同参画局長に就任し、2005 (平 長に就任し、第4回世界女性会議の政府代 年に法務省に入省。その後、1995(平 要職を務められました。 定にかかわり、2006(平成18)年まで ました。2003 (平成15)年には、内閣府 の「男女共同参画社会基本法」制定に携わり 成7)年、総理府 (現内閣府) 男女共同参画室 表団に参加。さらに、1999 (平成11)年 名取はにわさんは、1973(昭和48

きましたが、50号記念となる今号で再度で きめき20号」でインタビューさせていただ た名取さん。男女共同参画室長当時に「と 登場願いました。 にかかわられ、推進者として活躍されてき 30年にも及ぶ歳月を通して男女共同参画

動についても、お話をうかがいました めの仕事がライフワークになった経緯や活 後もライフワークとして女性の問題に携わっ BPW連合会」というNPOで活動され、今 ていかれるとのこと。男女共同参画推進のた 現在はプライベートにおいても「日本

> 和50)年の国際婦人年に始まりました になったのではないでしょうか。 が、その後、日本においては1999 法」が成立したというのは大きな節目 (平成11) 年に「男女共同参画社会基本 男女共同参画の歴史は、1975

どまりがちでした。しかし、この基本 考えは国連から世界中に降り注がれま 当時は総理府の男女共同参画室長をし 画が制定されたりと、男女共同参画社 きちんと据えられ、条例ができたり計 法には、地方自治体の責務も入ってい 女性の人権や女性の地位の向上という では大きな違いがあります。そもそも、 ていましたが、基本法がないのとあるの のインタビューを受けた翌年でしたね。 日本の隅々まで男女共同参画の概念が ますので、これが成立・施行されると、 したが、それも日本国政府レベルでと 基本法の成立は、前回「ときめき」

> 今では多くの人たちが知るようになり かった「男女共同参画」という言葉を、 論調査では3割くらいの人しか知らな のです。そのおかげもあり、当時の世 会の実現に向けて着実に進展していく

すね。 位と男女の格差はなくならない状態で よると、日本は135カ国中101 2012年版「世界男女格差報告」に それでも、世界経済フォーラムの

をしようとする「ワーク・ライフ・バ の方法はいくつかあります。仕事と生 し「女性を見える化」しようというも すが、今、力を入れてやっているのは ランス」を実行することもその一つで 活の調和をはかり、人間らしい働き方 ⁻ポジティブ・アクション*** -**」を導入 男女共同参画を、より促進するため

> ポジティブ・アクションの狙いです。 的地位につけるためには、女性を探さ げることで、男性幹部に「女性を指導 性を30%にしよう*2」という目標を掲 性が後継者として視野に入れるのは男 がないと、女性の顔が見えないのです。 めて女性が見えてくるのです。それが なくては」と思ってもらう。そこで初 で「2020年までに指導的地位に女 性になりがちです。優秀な女性がそこ トワークがあり、指導的地位にある男 しては見ないことが多いのです。そこ にいても、無意識的に女性を後継者と 男性にはオールド・ボーイズ・ネッ

の報告があります。 想が豊かになるなど業績が上がったと 以上が女性であることを法律で義務付 ルウェーからは、企業の取締役の4% ポジティブ・アクション先進国のノ 企業の透明化が図られ、発



クアップもどんどんしていかなければ 女性を応援することや、行き詰ったとき いけないと思っています。 に相談できるメンター制*4などのバッ ロールモデル*3になって、続く世代の それに加えてトップになった女性が

動きはあるでしょうか。 他にも男女共同参画に関して新しい

原則 署名しています。 ものです。日本の企業も、 というお墨付きをあげましょうという を交わし、 女性のことも含め、 携えようと「女性のエンパワーメント の問題にもきちんと取り組んでいる_ に取り組んでいる企業との間に提携書 最近は、 (WEPs) ***5**」を作成しました。 国連から「この企業は女性 国連みずから、企業と手を 人権について真剣 部、 既に

期的なことだと思いますよ。 登用を推し進めるポジティブ・アクショ ることで、 ンが活発化してきているのはとても画 国を超え、国連が一企業と手を携え 女性の活躍や役員などへの

があったのでしょうか。 参画の活動をプライベートでも続けて いこうと思われたのには何かきっ ていらっしゃるそうですが、 BPW連合会」というNPOにも携わっ ところで、 名取さんは現 男女共同 在「日 かけ

本計画の閣議決定に際し、 か 2005 (平成17) 9 (平成11) 年の基本法成立 年に第2次基 全国の女性

> 強く感じました。 援してくださって進んでいくものだと けではできない、必ず民間の女性たち たちが応援してくださいました。 共同参画というのは、政治とか行政だ あるいは、 理解ある男性たちが応

てはね。 がたいです。 らえる仕事をすることができて、 給料をもらいながらいろいろ教えても 男女共同参画の活動をライフワークに 行政に携わったことで、 しようと思っています。 「生きる力」をもらうことができました。 今後はNPOの活動にも力を入れ 少しは社会に還元しなく 男女共同参画 多くを学び、 あり

画

覧いただいていると思いますが、 や要望などをお聞かせください。 んには、これまでも「ときめき」 東久留米市に在住の名取さ をご

たちが東久留米市は男女共同参画につ 社会でもありますから、いろいろな人 にしましょうということ。今はネット たいです。男女共同参画に大事なのは、 めき」が常時、 ことは大事なことです。 きに「見る」ことができるようにする な機関誌を出しているのかを好きなと 女性と、女性の活動を「見える」よう から見ることができるようにお願いし いてどんな活動をしているのか、 東久留米市のホームページで「とき しかもバックナンバー どん

ているのかレポートしたり、 てほしいと思います。 また、もう少し国や国連とつながっ 国連で何をやっ 国の関係

> ができます。 たいな感覚で、 なんですよ。友達の友達は友達……み 性の応援が力になったと言いましたが、 女性の力というのはネットワークの力 の講演を開いたり。 みんなが絆を結ぶこと 先程、 全国の女

男女共同参画社会を目指すことができ 囲気になるのは、 さまざまでも、また、男女が参加して たものになるそうです。 研修を主宰している中で、男女共同 も言っていましたが、いろいろな国 るからなんですね。 いても、男女共同参画の研修がいい雰 の研修は、 JICA(国際協力機構)の とても和気あいあいとし みんなが一つの方向、 研修生の国は 人たち

送っていけるよう願っています。 クで結ばれ、 ターもありますし、ここを拠点としてみ んなで和気あいあいとしたネットワー 東久留米市には男女平等推進セ 生きる力に満ちた毎日

で す 女共同参画の活動を続けていくということ かれますが、今後もライフワークとして男 力された名取さんは、 日本における男女共同参画の推進にご尽 今春公的な立場を退

望んでいます。 を伺いながら、東久留米市の男女共同参画 通して培われた貴重な知識や経験、 社会の実現に向けて歩み続けていきたいと これからは私たちも、 名取さんの仕事を ご意見

号の特集でも紹介しています。 男女共同参画都市宣言を発表し、 な取り組みを行っています。その足跡は今 東久留米市では2000 (平成12) さま ざま 年に

*1 ポジティブ・アクション(積極的改善措置)

要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、 に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必 自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動 該機会を積極的に提供すること。(男女共同参画社会基 当

*2 「2020年33%」の目標

会のあらゆる分野において、2020年までに、指導 平成15年6月に男女共同参画推進本部が決定した「社 に早急に対応すべき課題の一つとして、実効性のある 基本計画に取り込み、第3次基本計画においても、 なるよう期待する」という目標。第2次男女共同参画 的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度に 積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進を 特

*3 ロールモデル

的な行動や考え方の模範となる人物のこと。 行動の規範となる存在・お手本。自分にとって、

トする制度 上司とは別に指導・相談役となる先輩が新人をサポー *4 メンター制

*5 「女性のエンパワーメント原則

(Women's Empowerment Principles)]

ントに自主的に取り組む企業の行動原則 をつけて発揮すること。WEPs は女性のエンパワーメ 社会集団としても意思決定過程に参画し、自立的な力 「女性のエンパワーメント」とは、女性が個人としても、

女たちが走 性から始まる復興への道

特定非営利活動法人日本 BPW 連合会編 ドメス出版(2012年/192頁)

巨大災害に直面した全国の女性たちが何を 感じ、考え、行動したかをまとめた貴重な本 名取さんのコメントも掲載されている。

また、国連からも支援金を提供されるなどインタ 織である 「日本 BPW 連合会」 が、2011 年国連婦人の地位委員会 (CSW) のサイドイベントで行った報告会の資料なども紹介されている。



未来に向けて ときめき25年の歩

むことなく発行され、この度、50号を迎える ることを使命として誕生しました。その後 1994(平成6)年に誌名を「ときめき 情報誌の発行でした。 と改めましたが、今日まで25年間、1号も休 行動計画」を策定しました。この行動計画の つに盛り込まれた事業が、 創刊号「ウィメン」は、 年に、婦人問題に関する情報を提供す 翌 1988 男女共同参画 (昭和

女平等社会を実現するための東久留米市

■ 世界(国連)

▲ 日本 ● 東久留米市

東久留米市は、1987(昭和62)年に「男

り上げるようになりました。 題など、社会と生活全般を見直す記事を取 広く知られるようになり、 範囲を広げ、男性、子ども、家族、高齢者の問 化していきます。婦人問題中心の記事から 時代とともに 「男女共同参画」 当誌の役割も変 一が社会に

それらの情報を迅速かつ適切に記事とし のではないでしょうか。 の意義が社会に浸透してきた証と言える たことはその象徴で、 久留米市の取り組みを年表で示していま ナンバーを全号掲載し、並行して男女共同 **参画に関する世界や日本の動き、** 今回の特集では、50号を記念してバック 誌名を「ウィメン」から「ときめき」と改め 。併せて見ていただければ「ときめき」が 男女共同参画の本来 そして東

1号(1988年)

きたことがわかっていただけるでしょう。 日々の暮らしに照らし合わせて取り上げて

「男女共同参画」

をグローバルな視点で

て皆さまにお伝えし、また、私たちの人生や

むべき方向が見えてくるように思います。 見直したとき、これからの「ときめき」が歩

> 創刊号では、1987年に策定された「男女平 等社会を実現するための東久留米市行動計 画」の内容を紹介し、主要課題として「男女平 等の実現」「婦人の健康増進と福祉の向上」 「社会参加の促進」について具体的に解説し

ています。この計画は1996 年まで9年の期間をかけ

て市が取り組みました。 また、市民のアンケート をもとにした老後の問 題や、パートタイマーの 賢い働き方も提案して います。「婦人問題って なあに」というコラム を設け、日常生活のひ とコマから男女平等 をわかりやすく解





説しています。

男女共同参画でよく使われる用語には、 流行語のようによく知られているもの や、逆になじみのないものもあります。 そのような用語や時代を象徴する言葉な どに簡単な解説をつけてご紹介します。

「ウィメン」創刊以前の社会の動き(男女共同参画)

1945(昭和20)年 ■ 「国連憲章」採択

▲「改正選挙法公布」(婦人参政権)

1946(昭和21)年 ■ 国連女性の地位委員会の設置

▲ 日本国憲法公布(男女平等の明文化)

1947(昭和22)年▲「教育基本法」公布·施行(男女共学)

1948(昭和23)年 ■ 「世界人権宣言」採択

ことができました。

1951(昭和26)年 ■ 「同一価値の労働についての男女労働者に対する同一 報酬に関する条約」採択

1952(昭和27)年 ■ 「女性の参政権に関する条約」採択

1966(昭和41)年 ■ [国際人権規約]採択

1967(昭和42)年 ■ 「女性に対する差別撤廃宣言」採択

1975(昭和50)年 ■ 国際婦人年

■ 第1回世界女性会議(メキシコシティ)「世界行動計画」

▲ 総理府「婦人問題企画推進本部」 「婦人問題担当室」 設 置

1976(昭和51)年 国連婦人の10年<1976~1985>

1977(昭和52)年▲「国内行動計画」策定

▲ 国立婦人教育会館開設

1979(昭和54)年 ■ 「女子差別撤廃条約」採択

1980(昭和55)年 ■ 第2回世界女性会議(コペンハーゲン)

1981(昭和56)年 ILO第156号条約「家庭的責任を有する男女労働者の 機会及び待遇の均等に関する条約」採択

1984(昭和59)年▲ [国籍法]改正

1985(昭和60)年 ■ 第3回世界女性会議(ナイロビ)

▲ 「男女雇用機会均等法」公布

▲「女子差別撤廃条約」批准

● 総務部庶務課「婦人問題担当」設置

●「婦人関係行政推進協議会」設置

1986(昭和61)年▲「男女雇用機会均等法」施行

1987(昭和62)年▲「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定

●「男女平等社会を実現するための東久留米市行動計画」

男女共同参画の動き

日本 世界(国連) 東久留米市

1992 1988 平成4年 昭和63年

ン創刊

東久留米市の女性情報誌「ウィメ

【育児休業法」施行

婦人問題担当大臣設置

「女性に対する暴力撤廃に関する 宣言採択

1993

平成5年

▲「パートタイム労働法」施行

中学校での家庭科男女共修実施



ウィメ

11목 ウィメン 12号

東久留米市の女性情報誌「ウィメ

「東久留米市女性問題協議会」設置

ン」から男女共同参画情報誌「とき

めき」へ名称変更



総理府「男女共同参画室」「男女共

同参画審議会」「男女共同参画推進

本部」設置

高等学校での家庭科男女共修実施



▲「児童の権利に関する条約」批准

|国際人口・開発会議(カイロ)



1994

平成6年

国際家族年

子育て



7号(1991年)

1991年、育児休業法が 公布されました (92 年施 行)。これを受けて、女性 のための環境整備が一歩 前進するよう「育児と仕 事へ新しい一歩」という 特集を組み、法のあらま しや具体的な育児休業取 得例を紹介しています。

労働



3号(1989年)

1986年に男女雇用機会均等法が 施行され、それに伴い労働基準法 も一部改正されました。それから 3年が経ち、女性をめぐる労働環 境も大きく変化してきました。法 の理解と定着を図って「レベル アップ!あなたの職場の均等度」 という特集を組みました。

11号(1993年)、12号(1994年)



1993年の中学校、1994年の高校 での家庭科男女共修実施に合わせ て、コラム「新しい家庭科一男の 先生登場一」を11、12号で連載し ました。市内の小学校の男の先生 が、かつて清瀬市の小学校で指導 した家庭科の授業の様子を紹介し ながら、これからの家庭科は「私 作る人、僕食べる人」のような性 差による役割分担ではなく、男女 共に人間としての自立の基礎を学 ぶ大切な教科であることを、楽し くわかりやすく解説しています。

リプロダクテ ヘルス/ライツ

「性と生殖に関する健康と権利」と訳される。 1994年の国際人口・開発会議において提唱さ れた概念で、すべての人、中でも女性が生涯に わたって、自らの身体の健康の増進と自己決定 を図ることと、そのための身体的・精神的・社 会的な諸権利が基本的人権として保障されて いることをいう。

「ウィメン」「ときめき」のバックナンバーは 男女平等推進センターおよび市役所2階市政 情報コーナーでご覧いただけます。

1999 平成11年

「女子差別撤廃条約選択議定書」

択

1998 平成10年

会」設置

「男女平等推進センター運営協

議」条例設置

「東久留米市男女平等推進市民会

1995 -平成7年

第4回世界女性会議(北京)

宣言及び行動綱領」採択

「育児·介護休業法」公布·施行

任を有する男女労働者の機会及び 待遇の均等に関する条約」批准 LO第156号条約「家庭的青

「男女共同参画2000年プラン」

1996

平成8年

策定

「東久留米市男女平等推進プラン」 (第2次行動計画) 策定

催 第1回東久留米女性フォーラム開

1997

平成9年

「男女雇用機会均等法」

改正(99年

施行)

-16





13号

ときめき

「北京



▲「児童買春・児童ポルノ禁止法」公

布·施行









「労働基準法」改正(99年施行)

旧分庁舎施設の

一部に「東久留

市男女平等推進センター」 設置(暫











20号(1998年)

男女平等推進センターオー プン記念として女性議会が 行われ、公募によって選ばれ た25人の1日女性議員が、 子育て・環境・介護・福祉など の問題や要望について発言 をしました。ここでは議会の 参加者たちの当日の感想を 取り上げています。



家族

13号(1994年)

1994年を国際家族年とすること が、国連総会で決められました。 特集は「家族ってなあに」。国際 家族年のスローガンを解説し、ま た、市内の方々にインタビューし ながら、それぞれの家族観を話し ていただきました。この号から誌 名が「ときめき」に変わりました。



メディア・リテラシー

テレビや雑誌などのマス・メディアの情報の中 に潜む、価値観や考え方、その意図を読み解く 能力のこと。メディア・リテラシーの力を高め ることは、男女共同参画を推進する上でも重要 な課題の一つである。



ディーセント・ワーク

適度な勤労、という意味の英語だが、日本では 「働きがいのある人間らしい仕事」と訳されて いる。ILO (国際労働機関) がその活動理念と して 1999 年に提唱した考え方。





育児をしない男を。

父とは呼ばない。

1999年、厚生省(現厚生労働省)の少子化対 策キャンペーン に使われ話題になったキャッ チコピー。背景には 1970 年代後半から低下し はじめた合計特殊出生率(一人の女性が一生に 産む平均子ども数)が 1998年に 1.38と最少 記録を更新 (その後 2005 年には 1.26) したこ とがある。当時の男性育児休業取得率は0.42% だったが、2011年の取得率は2.63%になった。

17号(1996年)

この年、市では「東久留米市男女平等推進プラン」 が策定されました。特集で「紹介します!東久 留米市男女平等推進プラン」を組み、市民の方々 のプランに対する意見や感想を紹介しています。

2003

係」設置 市民部生活文化課「男女共同参

画

_______ 平成15年

行 「少子化社会対策基本法」公布

施

プラン」(第3次行動計画)策定

止法)」公布·施行 「改定版東久留米市男女平等推 進

3

害者の保護に関する法律(DV

防

「配偶者からの暴力の防止及び被





2001

平成13年

内閣府[男女共同参画会議]

「男女

「男女共同参画都市宣言」発表

共同参画局」設置





▲「児童虐待防止法」公布·施行

施行

- 力—行為等規制法」

一公布

[[男女共同参画基本計画]閣議決定



2000

平成12年

議」(ニューヨーク)

围

連特別総会「女性2000

年

会

男

女平等推進

ピセンタ

 \mathcal{O}

愛

称

*ブィフティ2%に決定







▲ 「男女共同参画社会基本法」公布

男女平等推進センターでの専門相

談事業開始

DV

29号(2002年)

2001年10月に施行された 「配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護に関する 法律」について、理解を深 めるためのフォーラム「女 と男の良い関係を創るた めに~DV防止法~」が、 2002年2月に開催されま した。このフォーラムを特 集しています。



23号(1999年)

1999年6月に成立した「男女共同 参画社会基本法」について特集を組 んでいます。

この[基本法]は、男女が互いに人権 を尊重し、共に責任を分かち合い、 性別にかかわりなく、能力を発揮で きる男女共同参画社会の実現に向 けて、社会のあらゆる分野でその取 り組みを総合的、計画的に推進させ るために制定された法律です。



8

.98.

29

セクシュアル・ハラスメント (セクハラ)

「性的いやがらせ」のこと。相手の心を傷つけ たり、不快を感じさせたり、さらには相手に不 利益を与えたりするような性的な言動を指す。



ドメスティック・バイオレンス(DV)

配偶者や恋人など、親密な関係の相手からふるわれる暴力の こと。DV は、対象となった人の心身を傷つける重大な人権侵害 であり、どのような理由があっても暴力をふるっていいというこ とにはならない。また、交際中の恋人間で起こる暴力は「デート DV」と呼ばれている。

*パープルリボン運動 DV (ドメスティック・バイオレンス)、ストーカー、セクシュアル・ハ ラスメントなど女性に対する暴力防止を訴える運動のシンボルが「パー プルリボン」です。



パワー・ハラスメント (パワハラ)

職権などのパワーを背景にして、本来の業務の 範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害す る言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、 あるいは雇用不安を与えること。



25号(2000年)

東久留米市は、1996年に男女平等推進プ ランを策定し、男女共同参画への取り組み を進めてきましたが、取り組みをさらに進 めるため、2000年10月1日に「男女共同 参画都市宣言」を行いました。その宣言が できるまでを追った特集を組んでいます。

2010 ______ 平成22年

第54回国連女性の地位委員会「北 京+15」(ニューヨーク)

2009 平成21年

■「東久留米市配偶者暴力対策基

計画、策定

「育児·介護休業法」一部改正

策定

活の調和推進のための行動指針

2007 平成19年

八

ートタイム労働法」

部改正

(8年施行)

2006 平成18年

プラン 「改定版東久留米市男女平等推

策定 ~平成22年度) における重点課題 後期計画期間(平成18年

2005 平成17年

第49回国連女性の地位委員会

京+10」(ニューヨーク)

2004 ______ 平成16年

等推進センタ―」設置(条例設置) 現在の場所に「東久留米市男女平

▲内閣府特命大臣(少子化·男女共同 参画)ポスト設置

「第2次男女共同参画基本計画 議決定 閣

> ときめき サスクトロスを日本大主席 制剂 情









「仕事と生活の調和(ワーク・ライ

フ・バランス)憲章]及び「仕事と生



▲「配偶者からの暴力の防止及び被

害者の保護に関する法律(DV

防

止法)」一部改正(8年施行)









ときめき 50 号によせて

東久留米市男女平等推進センター運営協議会会<mark>長</mark> 田口まり氏

創刊 25 周年を迎え、運営協議会としても大変嬉しく思いま す。今後は、センター事業と市民生活のつながりや、関連す る市民の実情が見える講座のレポートなどを、数多く掲載して いただくことを希望致します。また、労働者派遣法・DV 防止 法などの法令・制度は市民生活を守るために重要ですし、国際 社会の潮流も生活に大きな影響を与えるので、解説などを積 極的に載せていただきたいと思います。

* 東久留米市男女平等推進センター運営協議会 センターの事業計画及び運営に関して検討する (センターの運営 に市民の意見を反映)。

ときめき50号によせて

東久留米市男女平等推進市民会議会長 山下 泰子 氏

「ときめき」創刊25周年、まことにおめでとうございます。私 どもも、25年前、女性差別撤廃条約の研究・普及のための国連 NGO「国際女性の地位協会」を設立しました。「ときめき」と同 じ時代を、男女共同参画社会の構築という共通の目標に向けて 活動をしてきたことを、感慨深く思います。市民目線で、まさに 「ときめき」を実感する情報誌が、ますます魅力を増しますよう に、今後は、全戸配布になりますように、ご期待申し上げます。

*東久留米市男女平等推進市民会議 市長の諮問に応じ、東久留米市男女平等推進プランの推進にかかわ る事項のほか、男女共同参画社会の実現のために解決が必要な課題 に関する事項について協議し報告する。

団塊世代

第二次世界大戦後の1947~49年に生 まれた、800万人もの人たちの総称。その人 たちが大量退職する「2012年問題」が懸念さ れていたが、大きな問題にはならなかった。む しろ、元気なシニア層の活用は今後も社会の成 長力強化のカギを握ると言われている。

イケメンを転化させた言葉で、育児 を楽しみ、積極的に行う男性のこと。 2010年6月には男性の子育て参加や育児 休業取得の促進などを目的として厚生労 働省が「イクメンプロジェクト」を始動し、 2020年度には育児休業取得率を13%に、 などを目標に掲げて推進している。

男女共同参画に関するさまざまな情報は、以下のHPに掲載されています

- ■内閣府男女共同参画局 http://www.gender.go.jp/
- ■厚生労働省 http://www.mhlw.go.jp/
- ■東久留米市 http://www.city.higashikurume.lg.jp/

非正規雇用



40号(2008年)

2007年に改正されたパー トタイム労働法が、2008 年に施行されたことを機に、 非正規雇用の現状と問題点 を取り上げ、パートや派遣 などの現場で起こっている トラブルとその解決法を具 体的に示し、相談先などを きめ細かく紹介しています。

2011 平成23年

▲「第3次男女共同参画基本計画」 閣

Women)発足 ワーメントのための国連機関(UN 「ジェンダー平等と女性のエンパ

▲「東日本大震災復興基本法」施行

*「女性、子ども、障害者等を含めた多様 な国民の意見が反映されるべきこと」が 基本理念として掲げられる。

▲「東日本大震災からの復興の基本 方針」策定

*「男女共同参画の観点から、復興のあら ことが、基本的考え方として明記される。 ゆる場・組織に、女性の参画を促進する.









▲「女性の活躍による経済活性化」行

*26全競技において男女とも参加

動計画~働くなでしこ大作戦~

閣議決定





2012 平成24年

完全実施」が実現

*加盟204カ国・地域すべてが女子選手

|ロンドンオリンピックでオリン

ピック憲章の[男女平等の原則の



「東久留米市第2次配偶者暴力対

策基本計画」策定



進プラン」(第4次行動計画)策定

「男女共同参画社会の形成をめざ

東久留米市第2次男女平等推











48号(2012年)

2011年3月に策定した「男女 共同参画社会の形成をめざす 東久留米市第2次男女平等ブ ラン」を記念して樋口恵子氏に よる男女共同参画社会につい ての講演と、プラン策定にかか わった方々とのパネルディス カッションを行いました。 特集でこの講演とパネルディ スカッションを紹介していま す。

> 画」を基に各国で多くの改善がなされました。 1回世界女性会議で採択された「世界行動計 上がり、同年にメキシコシティで開催された第 1975年の国際婦人年を境に世界的に盛り

年表からもわかるように、

婦人問題は、

日本でも、19フフ年に「国内行動計画」を

高齢化社会



町 防災座談会 わが家わが町

46号(2011年)

日本の世帯構成や人口構成は大き く変化し、超高齢社会へと移行し ています。

65 歳以上の高齢者の雇用確保措置 について、既に実施あるいは検討 している企業が3割以上もあり、 雇用者側も高齢者の労働力を戦力 と考えている事がうかがえます。 特集では高齢社会について取り上 げています。

防災

47号(2011年)

防災の取り組みにあたって は、男女のニーズの違い、高 齢者・乳幼児・妊産婦などへ の充分な配慮が必要であ り、男女共同参画の視点を 取り入れ、しっかりとした 対策をたてなければなり ません。そこで2011年3月 11日の東日本大震災後の 防災意識の高まりを背景に 「わが家わが町」というテー マで、座談会を行いました。

力となって実現したものです。 が、それは、多くの人々の地道な運動が、大きな もさまざまな取り組み、施策が行われました 施行されました。 策定し、法の整備を中心に積極的な改善を行 い、1986 年には 「男女雇用機会均等法」 が 歴史的な大きな流れに沿って、東久留米市で 「人生のさまざまなできごとにも、 新鮮なと



センターフィフティ2の 演会を紹介しています。

籍紹介

男女平等推進センターでは、労働、子育て、夫婦、 女性の生き方など、男女共同参画に関する、 約 1,000 冊の本を所蔵しています。その中から 今回はこの2冊をご紹介します。

センターの蔵書は 一人2冊2週間まで 貸し出しをしています。 ぜひご利用ください。

のみた女たち

こうでとからしまうしのおよなたら

河野貴代美家

つの秘訣

講談社/2012年/162頁

の秘訣」が語られている。 に、著者にとっての「5つの長寿 、好きなものに囲まれた。温か い。家で暮らすこと。老人ホー

97歳の幸福論

リストらしくすてきな写真ととも 出てくるのか?フォトジャーナ と暮らすパワーは、一体どこから スト。彼女が夫亡き後、いきいき 97歳で現役のフォトジャーナリ

使わずに歩く。毎朝の体操も欠

30分圏内はバスに乗らず、杖も

晩の楽しみに。取材や買物など り、グラス一杯の赤ワインを毎

出掛けることも苦にせず、

徒歩

こと。食事は三食とも自分で作

一、ちゃんと食べてちゃんと歩く のが一番。 をリフォームして快適に暮らす ムに入るのはやめて、自分の家

りするファッションは一生の楽 を着る。服や小物を手づくりし と。自分に一番似合っている服 かさない。 たり、いろいろと組み合わせた 身だしなみに手を抜かないこ

しみであり、頭の体操にもなる。

のだ。

四 りで付き合う。背筋をピンと伸 と。高齢だからと信用してもら 続けてきたし、ずっと年下の友 をしたいから年齢を隠して働き えないこともある。現役で仕事 人とも、同じ年齢になったつも 年齢を悟られないで生きるこ 「疲れた」は禁句。

> ンルの本との出会いにも心が躍り エッセンス。普段手に取らないジャ 題もまた、読書の楽しみを広げる

本にまつわるエピソードや、本を介

クトークが行われました。選んだ

在させた日常のあれこれという話

による書籍紹介を中心にしたブッ 語り合い、続いて市の図書館職員 2回目は「行ってみたいところ」 期に読んだ心に残っている本」、第 集まりました。第1回目は「思春

行ってみたかったところ」をテーマ

に、参加者が持ち寄った本について

ミネルヴァ書房/1997年/217頁

縛の中で生きているように思う。 妻としてこうでなければいけな ら女性の多くは、女性としてこう ギャーと人生初の声を上げた時か こうでなければいけないという呪 でなければいけない、結婚したら 目不酔草紙 きゃともと 女性として生を受けて、

セラ

い、子どもが生まれたら母として フェミニストカウンセラー(主 オ 手に自己主張ができたら、そして 事や子育ての大部分を妻がやるの やっているから家事はそこそこで 環境で生きてきた別々の個人。妻 あなた、夫婦だってもともと違う 著者がこのエッセイの中で、女性 よく、養ってもらっているから家 は夫の所有物ではない、養って は当たり前というのではない。上 れた気がした。私は私、 言っていると思えたその瞬間、 だから妻だから、母親だからこう を行う女性カウンセラー)である 自身が長い長い呪縛から解き放た でなければならない必要はないと あなたは 私

に女性を対象にカウンセリング 少し自信を持てないでいるあなた もすてきな友情を築くことができ 持ちがあれば、きっとすてきな夫 ルを送ってくれる本であり、今、 を見て生きて行っていいよとエー にいた多くの女性に胸をはって前 そこにある。自分に自信を持てず た著者が導き出した答えが確実に さんのクライエント (カウンセリ れたり、戸惑ったりしながらたく を続けることができる。自らも疲 る、上手に尊重し合える親子関係 婦で居続けられる。同性の友達と お互いがお互いを大事に思える気 ングを受ける人)と向き合ってき

に読んでほしい1冊である。

時間を持ってみませんか?」との呼

しだけ、大好きな本と一緒に自分の

「子育てに忙しい日々の中で、

びかけに、

読書好きな女性たちが

く生きる知恵は、 く。いくつになっても元気で楽し 力や心持ちで、人生はバラ色に輝 つもない。ちょっとした工夫や努 五、そして読み・書き・仕事&恋 年老いても卑屈になることは一 何にでもチャレンジする。 をすること。好奇心を持ち続け いくらでもある

してみませんか。 うな気持ちで参加 広げながら今後も定期的に開催予 を過ごせるこの読書会、対象者を 思います。託児付きで贅沢な時間 らぎのひとときという方も多いと ます。本を読むことは実生活も豊 ページをめくるよ てきなイベントでした。 かにするとしみじみ感じられるす 育児の合間に本を開くことが安 好きな本の

読書会 「ふっくル ブックる

〇日時 10/3(水)、12/6(木 ○場所 男女平等推進センター 午前10時~正午

今後のセンターの講座情報は

センターで開催する講座・イベント は、広報ひがしくるめなどでお知らせしています

講座などのご案内はメールでも配信しています 配信をご希望の方は、直接または、下記センタ メールアドレス宛に、件名に「メール配信希望」と 記載の上、お名前、メールアドレスをご連絡下さい。 fifty2@higashikurume-city.jp

座リポ

男女平等推進センターでは、市民企画講座をはじ 男女共同参画社会の実現に向けて、 さまざま な講座を開催しています。ここでは平成24年度 後半に開催された4講座をリポートします。



所蔵書籍、主催講座

フィフティ2主催講座

■薬を使わない薬剤師による からのココロとカラダ快適生活術 ~ 『自分らしくイキイキいきる』 女性のための処方箋~ 40 歳

日時

11 / 14

(水

企画・運営 ちいさな森の会 真水純子氏(薬剤師) 男女平等推進センター 10 12 午前10時半~12時半 金



りいきいきと過ごすことができる健康 が生き返るような、斬新で楽しい時間 水さん。そんな真水さんの講座は、心 な心なのでは、と思うようになった真 人にとって大事なのは、有効な薬よ

ということで、心と体、 戻すことは免疫力アップにもつながる を取り戻していく。自分らしさを取り 分のワクワクを再確認し「自分らしさ」 食ったもやもやを解放させ、また、自 めていく。普段抱える感情は必ず身体 いを共有して、各々の考えをさらに深 質問を一人ひとり発表し、みんなと思 ところ。もやもや解消のための5つの とんどが、受講者が組となって行われ ワークにうながされ、受講者は心に巣 に影響を与えると力説する真水さんの る能動的なグループワークに割かれる もっとも特徴的な点は、本講座のほ 両方の健康を ふれている。

きるお話ばかりだった。 うん、わかる、その通り、なんとかし たい」など、たくさんたくさん共感で 一言でいうと「そう、そう、うん、

き着いた。 ではないかという自分なりの答えに行 は、不安なく安定して働けることなの ういうこと? と問いかけて出た答え そもそも「しあわせに働く」ってど

となった。

はどれほどいるのだろう。 老若男女、働きたい人たちは巷にあ 日本の経済状況が混迷を極める現 しあわせに働けているといえる人

ラキラ輝くすてきな時間となった。 切なことにたくさん気づかされる、 集まれば大きな力になることなど、大 なこと、一人ひとりの力は小さくても、 始めたい、発信することはとても大切 かも知れない、できることから何かを んのお話は、私にもできることがある 自ら取材された根拠に基づく竹信さ

尊重するという。

促進できた気がした。

∶・■しあわせに働ける社会へ 安心して働きたい こころ豊かに暮らしたい

竹信三恵子氏 男女平等推進センター 午後7時~9時 (ジャーナリスト・和光大学教授) 会議室

企画・運営 働き方について考える 会「シッカリ」



り縮まったことを、肌で感じていると では日本の社会の中での男女差がかな も違って悩んだそうだ。しかし、現在 ンランドの会社と仕事内容があまりに 職した際には、男女差が大きく、フィ 坂根さんが、二十数年前、日本で就

思ったことをストレートに言うが、表 の後、男女平等法が1995年に改 親は子供と平等に接し、子供の意見を 裏がなく、家族や友人を大切にする。 男女平等枠も設定された。 学歴で差別されることもほとんどない。 正され、公共部門の人員構成について、 パで初めて女性が選挙権を得た国。そ フィンランドは、1906年ヨーロッ 階級による上下関係や年齢、性別、

の言葉が印象に残った。 入れれば良いのでは」という坂根さん い部分もあるが、同感する部分を取り 「どちらの国が良いか悪いかと言えな

ターをはじめ、

市内各所に展示され

「ヒンメリ」は男女平等推進セン

■自分の暮らしをデザインする Part1~男女共同参画の視点から 「一人ひとりの暮らし方 ~フィンランドの平等社会に学ぶ.

■自分の暮らしをデザインする

Part1~男女共同参画の視点から

「親子で作る、

幸せを呼ぶヒンメリづくり」

講師 場所 日時 12 1 (主 午後2時~4時 坂根 シルック氏 男女平等推進センター 文化人タレント) (フィンランド語通訳・翻訳家、 会議室

> 場所 協力

東久留米ヒンメリの会 男女平等推進センター 午後2時~4時 12/8 (土)



飾「ヒンメリ」を制作する講座が、東 久留米ヒンメリの会の協力のもと行わ フィンランドの伝統的なクリスマス装 パパクラブ@東久留米との共催で、

米を結び付けたヒンメリの会の方々 間が流れていった。 から、親身にご指導いただき、和や を作った。北欧のクラフトと東久留 シックでスタイリッシュなモビール み合わせ、聖夜の飾りにふさわしい を通して正八面体を作り、それを組 の麦わらに、子どもはストローに紐 し離れ、手仕事に専心する豊潤な時 かな雰囲気の中、日々の営みから少 大人は地域の特産「柳久保小麦

にも目を見張るものがあった。 時をもたらしたことだろう。日夜予習 ぞれのスイートホームに一層の幸せな に励まれたパパたちの軽やかな手つき 心がこもった「ヒンメリ」は、それ

柳久保小麦の麦わらで 作った「ヒンメリ」

50

電話 042-470-7738

リポート

フィフティ2から

UN Women ミチェル・バチェレ事務局長に聞く会

一意思決定の場に女性の参画が重要一

UN Women (ユー・エヌ・ウィメン)は2010年7月、それまで国連システムの中で個別に重要な活動を行っていた4つの部門を統合して、国連総会において設立され、2011年1月より正式に発足した『ジェンダー平等と女性のエンパワーメント (力をつけること)をめざす国連の機関』である。

2006年から2010年3月までチリで女性初の大統領を務めたミチェル・バチェレ氏が、2010年9月にUN Womenの初代事務局長に任命され、以来困難な状況にいる世界中の多くの女性たちの人権擁護と地位向上をめざして活躍されている。

2012年11月11日から14日まで、同氏はUN Women 事務局長として日本を訪問。11月13日に千代田区の学 術総合センターにおいて、内閣府の男女共同参画推進連携 会議の主催で開催された「UN Womenミチェル・バチェレ 事務局長に聞く会」に編集委員を含めた5名が参加した。

講演では、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの重要性について、2012年にUN Womenが掲げた3つの最優先事項に焦点をあてながらお話しされた。

第1は、女性の政治への参画とリーダーシップの促進。 男性とは異なる女性の経験を政策や予算編成に生かすことの重要性や、リーダーとなる女性の存在がロールモデル(お手本となる存在)となって若い女性に将来の希望を与えることを力説された。 第2に、女性の経済的機会の拡大。日本で働く女性の60%以上が第一子出産後に離職する現状が経済成長や生産性にとって大きなマイナスであると訴え、働く女



性を支える政策とそれによる経済成長が日本の高齢化に も恩恵をもたらすと述べられた。

第3に、女性と女児に対する暴力の撤廃。女性に対する 暴力は最悪な人権侵害の一つであり、日本では法整備が 進んでいる事を評価しつつも、世界に向けては今後も国 際社会が協力して取り組んでいく必要があることを強調 された。

そして今、経済、政界、社会の中で女性の全潜在能力を 活かすことが求められており、希望を胸に未来に目を向 けるとき、必要なものは男性と女性両方のリーダーシッ プであると締めくくられた。

今回、世界の第一線で活躍する女性の講演を聞いて、参加した私たちも大きなエネルギーを得ることができた。 この力をこれからの男女共同参画の活動にも活かしていきたい。

*当日の模様とスピーチ内容は、内閣府男女共同参画局およびUN Women 日本事務局(http://japan.unwomen.org/)のHPにも掲載されています。

男女平等推進センターをご利用ください。

■施設案内

交流ロビー

参考図書・資料コーナー 会議室 保育コーナー

会議室は貸し出しをしています。(有料・要予約)

使用申請は、使用日の2カ月前の 初日から使用前日まで。

■専門相談

女性の悩みごと相談

原則毎週月曜日の午後1時30分から午後4時30分

女性弁護士による法律相談

毎月第1金曜日の午前9時30分から午後0時30分 ※いずれの相談も予約制(先着順)。詳しくはセンターへ。

■所在地・開館時間

東久留米市本町3-9-1-102 TEL(042)472-0061 FAX(042)472-0053 メール fifty2@higashikurume-city.jp

開館時間/月、水〜日曜日 午前9時から午後9時30分 (午後7時30分以降の会議室利用がない場合は、午後7時30分まで) 閉館日/火曜日と年末年始(12月29日〜1月3日) 東久留米市男女平等推進センターでは男女共同参画に かかわる週間やセンター開催講座にあわせて、さまざ まな展示を行っています。

センター講座 「自分の暮らしをデザインする Part 1〜男女共同参画の視点から」 <ヒンメリ展示& フィンランド関連図書展示>







「女性に対する暴力をなくす 運動」期間

<パープルリボンタペストリー 展示&DV関連図書展示>

◀11月12日~25日

「人権週間」期間 <「男女共同参画と人権」に 関する展示> 12月4日~10日▶



「ときめき」は、年2回発行。公募の市民による編集委員6人が企画編集しています。内容についてのご意見·ご感想は市民部生活文化課、または男女平等推進センター宛にお寄せください。